

# 商品詳細

## ステップアップ死亡保障

- ・死亡保険金額の決まり方
- ・終身保障移行後のステップアップ死亡保障

## 多様な受取方法

## 費用について

### ステップアップ死亡保障

運用期間中に、保険の対象となっている方（被保険者）が亡くなった場合、元本または元本以上の死亡保険金額をお受け取りいただけます。

死亡保険金額は、ファンドの運用が好調で資産残高が増加する場合には、死亡保険金の最低保証が年々切り上がるステップアップ方式を取り入れています。

#### 死亡保険金額の決まり方

#### 元本保証は死亡保険金だけです

死亡保険金は、次の3つの金額のうち最も大きい金額となります。

保険の対象となっている方が亡くなった日の

- (1) 資産残高
- (2) ステップアップ最低保証金額
- (3) 元本相当額（基本保険金額）

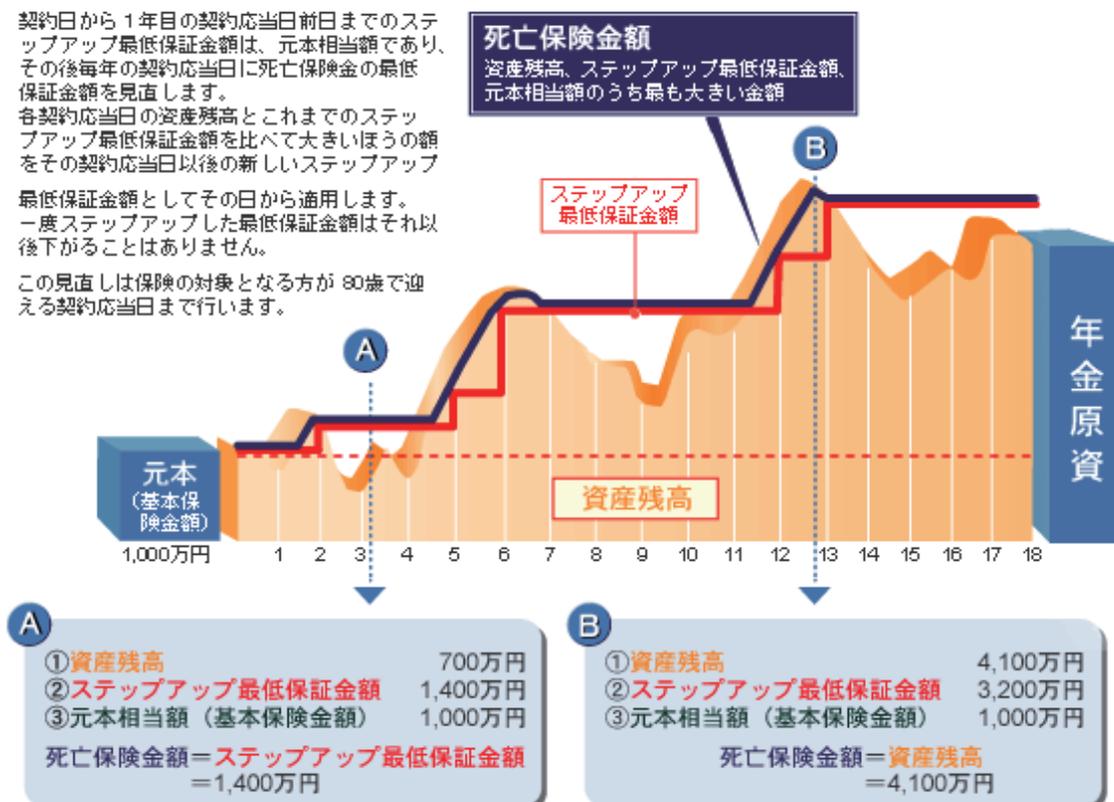
### ステップアップ最低保証金額とは

契約日から1年目の契約応当日前日までのステップアップ最低保証金額は、元本相当額であり、その後毎年契約応当日に死亡保険金の最低保証金額を見直します。

各契約応当日の資産残高とこれまでのステップアップ最低保証金額を比べて大きいほうの額をその契約応当日以後の新しいステップアップ

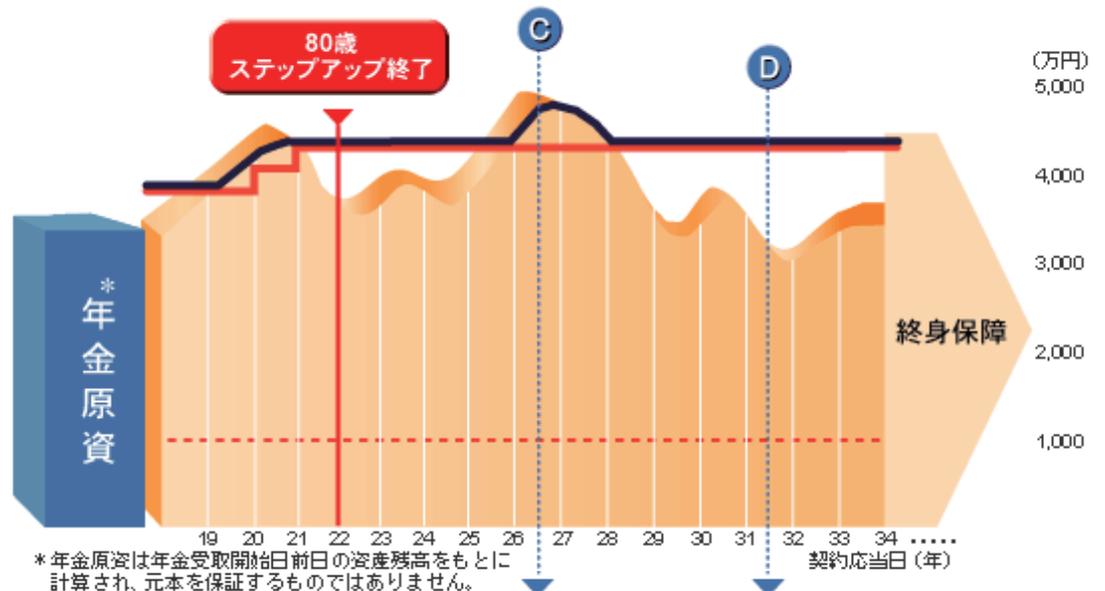
最低保証金額としてその日から適用します。一度ステップアップした最低保証金額はそれ以後下がることはありません。

この見直しは保険の対象となる方が80歳で迎える契約応当日まで行います。



## 終身保障移行後のステップアップ死亡保障

年金のお受け取りに替えて、生涯に渡り死亡保障を継続することもできます。  
 この年金受取に替えた終身保障を選んだ場合、将来必ず死亡保険金額等を受け取ることになります。  
 終身保障へ移行後も年金原資を元にファンドによる運用が続き、保険の対象となる方が80歳で迎える契約応  
 当日まで、資産残高に応じて毎年ステップアップ最低保証金額の見直しが行われます。  
 この80歳で迎える契約応当日のステップアップ最低保証金額は、それ以後の最低保証金額として生涯に渡り  
 保証されます。



\*年金原資は年金受取開始日前日の資産残高をもとに計算され、元本を保証するものではありません。

| C                       |         |
|-------------------------|---------|
| ①資産残高                   | 4,800万円 |
| ②ステップアップ最低保証金額          | 4,300万円 |
| ③元本相当額（基本保険金額）          | 1,000万円 |
| 死亡保険金額＝資産残高<br>＝4,800万円 |         |

| D                                |         |
|----------------------------------|---------|
| ①資産残高                            | 3,100万円 |
| ②ステップアップ最低保証金額                   | 4,300万円 |
| ③元本相当額（基本保険金額）                   | 1,000万円 |
| 死亡保険金額＝ステップアップ最低保証金額<br>＝4,300万円 |         |

さらに、災害等による死亡の場合には、上記死亡保険金額に加えて元本の10%相当額の災害死亡保険金が加算されます。

この保険は、運用実績に応じて死亡保険金額や資産残高が変動します。  
 このイメージ図は、元本が一定の場合を想定しており、元本の増額・一部解約があった場合を想定しており  
 ません。  
 また、将来の死亡保険金額や資産残高を保証するものではありません。

# 商品詳細

➡ ステップアップ死亡保障

➡ 多様な受取方法

・運用期間中のお受け取り

・年金支払期間中のお受け取り

➡ 費用について

## 多様な受取方法

### 運用期間中のお受け取り

#### 払戻金

運用期間中にご契約を解約（全部解約・一部解約・定時定額引出）して、払戻金を受け取ることができます。

#### 払戻金の受取方法

##### 全部解約

ご契約の全部を解約して、払戻金を受け取ることができます。

##### 一部解約

ご契約の一部を解約して、払戻金を受け取ることができます。

\*一部解約後の資産残高の合計が20万円以上あることが必要です。

##### 定時定額引出

定期的に決まった額の一部解約を行って払戻金を年金のように受け取ることができます。

年金のように資金を受け取りながらも、運用中の資産残高に応じた死亡保障が確保できます。

#### 解約控除免除金額

ご契約後（増額部分については増額後）7年未満の解約の場合、払戻金の受け取り時に原則として解約控除額が差し引かれます。

ただし、ご契約から1年経過後からは解約控除額の免除があります。

ご契約後（増額部分については増額後）7年未満の払込保険料総額の5%相当分までの途中解約額には解約控除額はかかりません。

（「諸経費について」の章をご参照ください）

◎年金の受取開始日前に年金をお受け取りになりたい方へ

解約控除免除金額内で、定時定額引出を行うことにより、ご契約後1年経過後からは解約控除額の負担なしで、定期的に払戻金を年金のように受け取ることができます。

#### 契約者貸付

運用期間中、ご契約は払戻金の範囲内で、ハートフォード生命が定める額を限度として貸付を受けることができます。

#### 死亡保険金等

運用期間中に保険の対象となる方が亡くなったときは、死亡保険金や災害死亡保険金をお受け取りいただきます。

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 死亡保険金 | 運用期間に保険の対象となる方が亡くなった場合、元本または元本以上の額を受け取れます |  |
| +     | 災害死亡保険金                                   | さらに災害等で亡くなった場合は、元本の10%相当額が災害死亡保険金として死亡保険金に加算されます |

#### 死亡保険金等の受取方法

##### 一括受取

保険の対象となる方が亡くなった時に、一括でお受け取りになることができます。

##### 据置受取

全額を一定期間、保険会社の定める一定の利率で据え置いた後に一括でお受け取りになることができます。

## 年金受取

一括でのお受け取りに代えて、定額型の確定年金でお受け取りいただくことができます。

## 配偶者契約継続

死亡保険金等の配偶者のお受け取り部分について配偶者が新たなご契約者と保険の対象になる方になって、ご契約につき1回限り継続することができます。

### ■配偶者契約継続が可能なお契約の形態

| ご契約者 | 保険の対象となる方 | 死亡保険金受取人 |
|------|-----------|----------|
| Aさん  | Aさん       | Aさんの配偶者  |



### ■配偶者契約継続後のご契約の形態

| ご契約者    | 保険の対象となる方 | 死亡保険金受取人            |
|---------|-----------|---------------------|
| Aさんの配偶者 | Aさんの配偶者   | 規定の範囲内でAさんの配偶者が選んだ方 |

\* 配偶者契約継続後に増額があった場合、その増額部分については増額後7年未満は解約控除の対象となります。



年金支払期間中に保険の対象となる方が亡くなった場合には、その日の資産残高を死亡一時金として受け取ります。



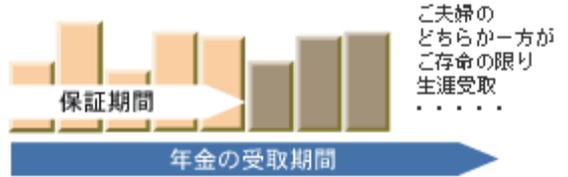
**(変動型) 保証期間付終身年金**

保険の対象となる方が生きている限り、年金が受け取れます。  
保証期間中に保険の対象となる方が亡くなった場合には、亡くなった日の資産残高のうち残存保証期間に対応する金額を死亡一時金として受け取ります。



**(変動型) 保証期間付夫婦年金**

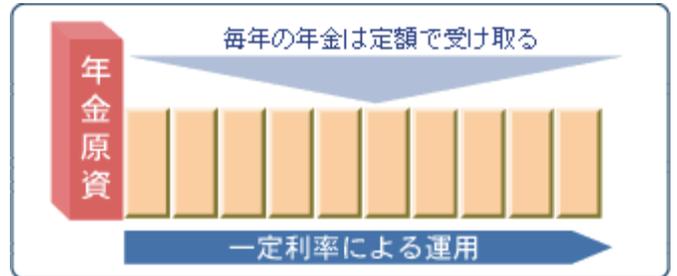
ご夫婦のどちらか一方でも生きている限り、年金が受け取れます。  
保証期間中にご夫婦の両方が亡くなった場合には、亡くなった日の資産残高のうち残存保証期間に対応する金額を死亡一時金として受け取ります。



**!** 変動型年金プランを選択した場合、年金の受取開始日以後、お申し出により1回に限り同じ年金種類の定額型年金プランに変更することができます。ただし一度、定額型年金プランへ変更すると、変動型年金プラン・終身保障プランへの変更はできません。

**定額型年金プラン**

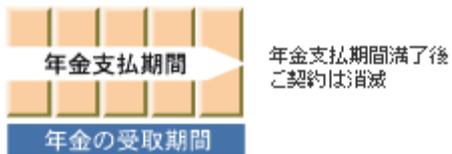
年金原資をもとに毎年の年金の額が一定に決まります。  
年金の受取開始日以後は保険会社が定める一定の利率での運用となります。



**定額型年金プラン**

**(定額型) 確定年金**

確定した年金支払期間中、年金が受け取れます。  
年金支払期間中に保険の対象となる方が亡くなった場合には、未払年金現価を死亡一時金として受け取ります。



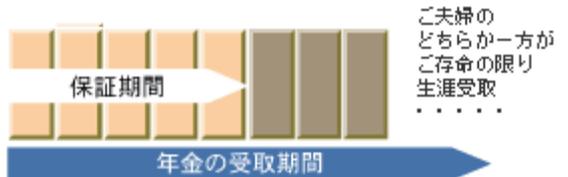
**(定額型) 保証期間付終身年金**

保険の対象となる方が生きている限り、年金が受け取れます。  
保証期間中に保険の対象となる方が亡くなった場合には、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金として受け取ります。



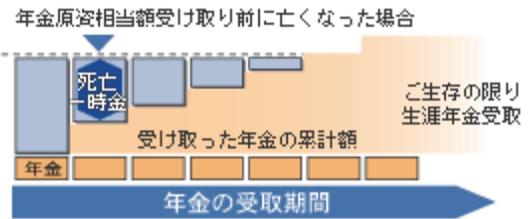
**(定額型) 保証期間付夫婦年金**

ご夫婦のどちらか一方でも生きている限り、年金が受け取れます。  
保証期間中にご夫婦の両方が亡くなった場合には、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金として受け取ります。



### 一時金付終身年金

保険の対象となる方が生きている限り、年金が受け取れます。保証期間はありません。  
保険の対象となる方が亡くなった時まで受け取った年金の累計額が年金原資よりも少ない場合はその差額を死亡一時金として受け取ります。



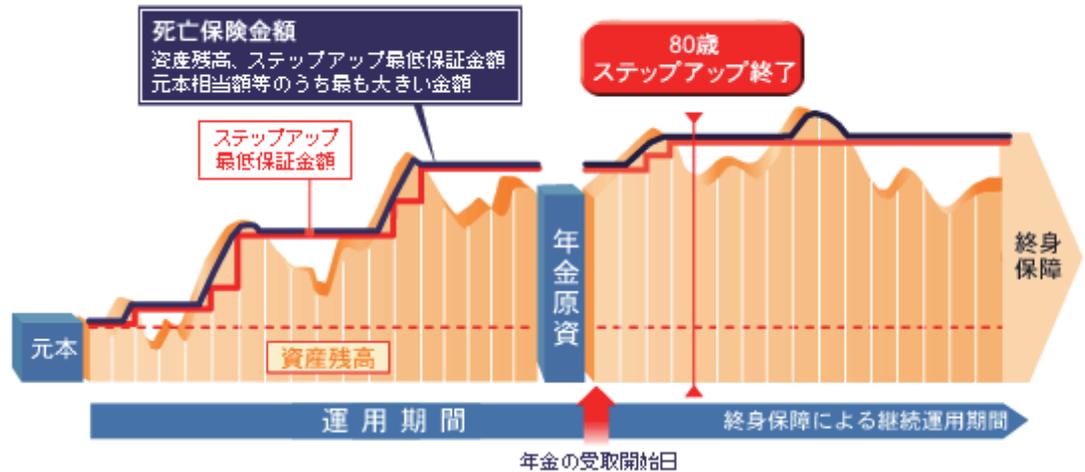
定額型年金プランから変動型年金プラン・終身保障プランへの変更はできません。

### 年金受取に替えた終身保障プラン

年金のお受け取りに替えて、保険の対象となっている方が亡くなるまでファンドでの運用を行いながら死亡保障（死亡保険金・災害死亡保険金）を継続するものです。

#### 終身保障のイメージ

終身保障プラン移行後のお取り扱い（増額・解約・ポートフォリオサービス等）は、運用期間中に準じます。



\*なお、災害等による死亡の場合には、死亡保険金額に加えて元本の10%相当額の災害死亡保険金が加算されます。

終身保障プランから変動型年金プラン・定額型年金プランへの変更はできません。

### 受け取り方の組み合わせ

お受け取り方法を自由に組み合わせて年金ポートフォリオを作れます。

# 商品詳細

ステップアップ死亡保障

多様な受取方法

費用について

・ 各契約中の諸費用

## 費用について

### 各契約中の諸費用

(将来内容が変更になることがあります)

■ファンドの管理・運用には以下の費用がかかります。

#### ファンド費用

各ファンドの運用関係費用・保険関係費用の詳細は、「ファンド情報ページ」をご覧ください。

##### 運用関係費用

ファンドの管理・運用にかかる費用で、投資する投資信託の信託報酬・保管料等です。運用関係費用は資産残高に対する一定割合で決められ、各ファンドごとに異なります。

##### 保険関係費用

この保険の新規契約の成立や維持等に必要となる費用、ならびに死亡保険金・災害死亡保険金の支払のための費用です。  
ファンドの資産残高に対して年2.35%です。(マネーファンドには年間100日の優遇措置あり)

■ファンド費用以外に以下の費用がかかる場合があります。

#### 契約管理手数料

一定額未満の資産残高の各契約に対しては契約管理手数料がかかります。

契約管理手数料がかかる場合

| ファンドの運用中<br>毎年の契約応当日の前日の<br>資産残高が200万円未満の場合 | 解約時<br>解約時の資産残高が200万円未満の場合          |
|---|-------------------------------------|
| 前年の契約管理手数料として、<br>年額4,800円を契約応当日に控除         | 解約の年の契約管理手数料として、<br>一律4,800円を解約時に控除 |

#### 解約控除

契約日(または増額日)から7年未満の解約または一部解約(定時定額引出を含む)には解約控除があります。

#### 解約控除額

$$\text{解約時払戻金額} = \text{解約時資産残高} - \left[ (\text{元本} - \text{解約控除免除金額}) \times \text{解約控除率} \right]$$

解約控除額

■解約控除率 (経過年数は年未満を切り捨て)

| 経過年数  | 1年未満 | 1年以上 | 2年以上 | 3年以上 | 4年以上 | 5年以上 | 6年以上 | 7年以上 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 解約控除率 | 7%   | 7%   | 6%   | 5%   | 4%   | 3%   | 2%   | 0%   |

\*増額が行われた部分については、増額時の一時払保険料に増額日から解約日までの経過年数に応じて上記率が適用されます。

#### 解約控除免除について

契約日から1年を経過したご契約については、毎年決められた金額まで解約控除の免除があります。解約控除免除金額は1年ごとに払込保険料総額(ただし契約日または増額日から7年未満のものに限る)の5%までです。

#### 年金管理費

年金の受取期間中、毎年の年金受取時に受取年金額の1%を年金管理費として控除します。